
令和7年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和7年6月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年6月17日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	12番 伊藤 善康君
13番 熊懷 和明君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(1名)

11番 佐藤 湛陽君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長		柳原由美子君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めて、おはようございます。

議会の3日目になります。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） おはようございます。2番の高木です。議長の御指名をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、大きなテーマを3つ質問させていただきます。順番に質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、大きなテーマ1、養育費についての質問です。

今回の質問は、子供の貧困対策の一環ですので、ぜひ子ども・子育て支援に関わる皆様には一緒にお考えいただきたい内容となっております。よろしくお願いいたします。

ひとり親の総体的な貧困率が日本は非常に高い現状があります。全国ひとり親世帯の調査、こちら、おおむね5年ごとに調査されておるんですけれども、最新版となっている令和3年度版の

データを確認いたしました。前年の令和2年の平均年間就労収入、母子世帯が236万円、父子世帯で496万円、女性の場合は、非正規の割合が4割を超えます。ひとり親世帯、ひとり親家庭イコール全て母子、そして、全ての母子家庭が貧困世帯という概念ではありませんけれども、離婚成立後は、母親側が子供を引き取ることが圧倒的に多く、そして、女性の就労形態については、先ほど申し上げましたとおり、非正規が非常に多い状況があるために、経済的に困窮してしまうという実情があります。

厚労省が発表しております令和2年の児童のいる世帯の日本の平均収入、こちらのデータで出ているんですけども、813万円です。共働き世帯がほとんどであることが多分に影響しているんだと思うんですが、ひとり親の御家庭の平均値よりも、やっぱり大幅にここに差があるわけで、数値上からも子供の貧困の背景に、このひとり親家庭の貧困という課題が大きくあるんだということがお分かりいただけるかと思います。

ひとり親になる決意をされて離婚するに当たって、子供さんの将来にわたって安心できる生活を支えるための家計が構築できていくかというところでは、離婚に至ってしまう関係性なので、なかなかその取決めをするというのがハードルが高いわけです。とにかく早く離婚をすることを望んで、養育費をはじめとした条件まで調整する心理的な余裕のない方ですとか、相手方等を何にせよ今後一切接触を持ちたくない、そういったことで、そのところを諦めてしまう方もおられるんですね。しかし、養育費というのは、お子さんの将来にわたって、安心して暮らしていただくためのすごく大事な要素ですので、ここをぜひ一緒にお考えいただきたいと思うところです。

そこで、御質問させていただきます。

本市の母子世帯の現状と、女性相談などから見えてくる子供の貧困について、それと、養育費確保の重要性と行政による支援について、以上2点に関しまして、市長の御見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） おはようございます。ただいまひとり親世帯の養育費の確保支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

今、口頭でいただいた問いと通告書の問いの内容がちょっと違っておりましたので、通告書では、1点目が本市のひとり親世帯の現状、女性相談等から見えてくる子供の貧困について、私の見解を伺いたいという内容。2点目が、ひとり親世帯の養育費の確保の重要性と、行政による公正証書作成等の支援について通告いただいておりますので、この2点について。

まず1点目のひとり親世帯の現状と子供の貧困についての御質問でございます。

配偶者がいない親が20歳未満の子を養育しているひとり親世帯、これにつきましては、働き方が制限される上に、養育費や生活費を1人で担うため、経済的に困窮しやすい傾向にあるとさ

れております。

全国母子世帯等調査及び国民生活基礎調査によりますと、特に母子世帯につきましては、議員御指摘のとおり、親が非正規雇用である割合が約5割と高く、その所得は全世帯の平均所得の2分の1以下と低い傾向にあります。

本市の現状ですが、ひとり親世帯については、全国的には増加傾向にあるのかもしれませんが、うきは市に関しては、一定数横ばいの状態で推移をしている状態ですが、決して少なくない数であるというふうに認識をしております。

その中で、うきは市男女共同参画推進に関する意識調査、この中では、家庭内で家計を支えている割合として、「夫婦が同程度に支えている」という世帯が約3割、「主に妻が支えている」という世帯が約1割であるのに対して、「主に夫が支えている」という世帯が約6割という回答結果でございました。

このような状況の中で、こども家庭センターや男女共同参画推進室の女性相談において、母親が子供を連れて別居や離婚をしようとする際、「家賃が払えるかどうか心配だ」、「年金や社会保険料が今後支払っていきけるかどうか不安だ」などの離婚後の生活費の心配をお聞きすることが多々ございます。また、ひとり親家庭等の児童扶養手当を支給するための聞き取り、これを行う中でも「養育費が支払われていない」とあるとか、「子の進学のために入学準備金等が支払うことが難しい」、「非正規であるため賃金が安い」などの御相談をいただいているところでございます。

このほか、朝食を食べていない小学生への支援においても、支援対象者の多くがひとり親世帯となっている現状がございます。

このように、ひとり親世帯、特に、母子世帯において経済的に困窮する事例が少なくないと考えており、それに伴う子供への経済的な影響が懸念される状況にあると考えております。

このような子供の貧困については、将来の社会を担う子供たちの健やかな成長に大きな影響を及ぼすものであり、深刻な問題であるとも考えております。

このため、本市では、昨年度より児童扶養手当の現況届の際、現況届を御提出いただく際に併せてハローワークの臨時相談窓口、これを開設し、就労相談等も行っているところでございます。

また、女性相談窓口においては、所得に応じて受けることができる手当などの現状をお知らせし、必要に応じて金銭的支援や貸付けの案内など、相談者の現況に応じたきめ細やかな相談、または支援を行っているところでございます。

今後も継続して支援と相談窓口の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目のひとり親世帯の養育費確保の重要性と、公正証書作成等の支援についての御質問でございます。

ひとり親世帯になった理由の約8割は、先ほど議員が御指摘になられたように離婚が原因となっているとのデータもございます。

離婚後、子供と離れて暮らす親は、直接養育に当たっている親に対し養育費を支払う義務がございます。

先ほど答弁いたしましたように、ひとり親世帯の中でも母子世帯の所得は低い傾向にあり、子の養育費は子供が健やかに成長するために、また、子供の生活を支えるために極めて重要な子供の権利であると考えております。

しかし、全国母子世帯等調査によると、養育費の取決めをしている世帯は約4割、また、受給については約2割にとどまっています。

また、先ほど申し上げましたように、市の相談窓口においても養育費が支払われていないなどのお声を多く聞くことがございます。

このため、本市としましては、養育費確保のための支援を行う必要があるというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、養育費を確保するために、養育費に関する公正証書の作成を支援することは、未払いが生じた場合に強制執行を申し立てることができるため有効であるというふうに考えております。また、御指摘があった、この公正証書以外においても、例えば、養育費を確保するための取組として、未払いの発生したとき、こういったときの立替え払いなどを受けることができるように、民間の保証会社などと保証契約を締結するという方法もございますし、また、訴訟等に備え、弁護士費用等の支援といった方法も考えられるというふうに思っております。

新たな本市としての支援の実施に向けて、今回、議員から御指摘をいただきました公正証書の作成のみならず、こうしたお困りの母子家庭のお母様方をどのような方法でお支えするのが最も効果的なのか、しっかりと内容を検討した上で、本市も福祉事務所等を中心に、このことについては非常に課題意識を持って現在検討を進めているさなかでございましたので、必要な経費に関しては、9月の補正予算で計上させていただきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 9月補正で考えていただけるということで、本当に一歩進めていただくということでは大変ありがたいことだなというふうに思っております。

本市の場合は、今現在は県の養育費・ひとり親110番の周知ですとか、弁護士相談クーポンの周知ですとか、こういったところにはお取組を既にいただいておりますので、そこからもう一歩進めていただけるということで、母子家庭のお子さんたちのですね、父子家庭のお子さんもそうですけれども、次に進める一歩かなというふうに思います。ありがとうございます。

もう少し内容のほうを踏み込んでいきたいと思います。

配付資料の2ページ目のほうになります。

こちらの中の(3)の中の養育費・親子交流に関する取組のほうになってくるんですけども、④番ですね、それと⑤番のところ、この辺りのさらなる肉づけといいますか、お願いしたいところなんですけれども、加えてお願いしたいところが、相談体制の強化というところです。男女共同参画センターがこちらの本庁舎のほうに移ってこれられましたので、できましたら、離婚届を出しに来られるときのファーストステップがあるとするならば、それと、男女共同参画と福祉部門のほうと、この3つで連携を図っていただいて、そこで体制づくりをしていていただきたいなというところと、ほかの市では、その一連のステップが非常に分かりやすい形でパンフレットにまとめられております。必ずしもプロの手を介在したものではなくていいので、その一連の流れが分かるような形で、窓口でも周知いただく、ホームページなどでも周知いただける、そういった形をお取り組みいただきたいのですが、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長(江藤 芳光君) 榎藤市長。

○市長(榎藤 英樹君) 細かな取組について、この後、福祉事務所長か男女共同参画推進室長に取組等があれば答弁をさせますが、今、議員から御指摘いただいた内容については十分理解をしましたし、分かりやすく御説明するような資料があるのはいいかというふうに思っています。

一方で、議員の今回の御質問の中にも触れていただいたように、昨日は高松議員から不登校の児童についての御質問をいただきましたが、こういった御離婚されているとか、学校にちょっと行けないとかというようなことというのは、なかなかデリケートな問題でもありますので、どこまで市としてこちら側から手を差し伸べられるかというやり方については検討させていただきたいと思いますが、あくまでも当事者の御本人から御相談をいただいて、そこに対して市で何ができるのかということが大前提でありますので、なるべくその声を出していただきやすい環境づくりには取り組んでまいりたいと思います。

福祉事務所長か男女共同参画室長に何かありましたら、答弁を求めます。

○議長(江藤 芳光君) 宮崎所長。

○福祉事務所長(宮崎 公子君) 福祉事務所の宮崎でございます。先ほどの体制の強化、それから、分かりやすいパンフレットというところで、福祉事務所と、また、離婚届を出す住民系の窓口、それから、女性相談のある男女共同参画センターの相談窓口、また、福祉へのこども支援係にありますこども家庭センターの相談員等で、また分かりやすい形の相談の流れというものを、パンフレット作成をするようなところで考えてはいきたいと思っております。

また、チラシ等を配布した際には、皆さんの目に届きやすいように、ホームページ、それから、LINEの発信、また、そういった窓口、困窮の関係の社会福祉協議会の窓口など、あらゆるところで目に届くような体制も併せてさせていただきたい、実施したいというふうに現在のところ

考えております。また、現場とも詳細に話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（２番 高木亜希子君） 実は、法務省でこの関係の入り口の支援に対するデータのほうに既に出ております。令和４年度に養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援、そして、紛争解決支援の在り方に関する調査というリポートがございます。

こちらでは、援助過程の入り口、支援のプロセスの入り口の段階が、実はひとり親家庭の支援においては非常に重要だという指摘がございます。相談者にとってのみならず、行政の最適な資源配分の上からも、要するに先々にかかる、そういった面からも、その点は非常に必要であるという指摘が既にされております。

やはり養育費をきちんとお支払いいただくということが、離れて暮らしていようと親としての責任を子供に対して果たしてもらうということだというふうに思います。子供が健やかに成長するための権利を支える、それを行政が支えるということだと思いますので、うきは市においても、子供の貧困を防ぐためにも必要な支援が滞りなく実施できますように、計画を実行していただこう中で、プラスアルファの支援のほうもぜひお取り組みいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

では、大きなテーマの２に移らせていただきたいと思います。

乳幼児の健康診査についてです。

こちらについては、昨年度から度々報道などもされているので、比較的多くの方が御存じかと思いますがけれども、５歳児健診全国実施へ、こちらこども家庭庁の取組として、もう既に報道のほうもなされております。

発達障がいなどを早期に発見し、就学前に必要な支援につなげるため、こども家庭庁は５歳児健診の全国自治体での実施を目指し、自治体への補助を引き上げるなど支援策を強化している。令和１０年度までに全国の自治体での実施を目指す。こういった報道がなされております。

母子健康法の義務となっている１歳６か月と３歳児健診に加えて、１か月健診と５歳児健診、こちらが任意のほうで導入されることになっております。国の補助率については２分の１ですね。留意事項のほうを見ますと、１か月健診は虐待の防止と早期発見、５歳児健診のほうは発達障がいなどのスクリーニングから適切な療育につなげることを目的としているというふうに捉えられるかと思います。

大きなテーマ２では、２つの健診のうち、特に５歳児健診について、その前提となる本市の状況も含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、うきは市が実施している乳幼児健診について実施状況、受診率をお伺いいたします。

それと、健診を受けて、乳幼児の健康などの課題を見つけた場合に、医療機関へつなげたり、支援が必要な乳幼児の保護者への相談支援体制をつくるなど、こういった取組を行っているのか、お伺いします。

それと、今回の中でも私が特にお尋ねしたいのが、こども家庭庁が5歳児健診の実施を推進しております。本市として、5歳児健診を実施する考えがあるのか、こちらをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 市長答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま乳幼児健康診査について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の本市の乳幼児健康診査の実施状況と受診率、2点目の乳幼児健康診査後の取組については関連がございますので、併せて答弁をいたします。

乳幼児健康診査は、母子健康法に基づき、乳幼児の健康の保持・増進を目的として実施しております。1歳6か月児及び3歳児の健康診査は法定健康診査として義務づけがなされており、その他の月齢児に係る健康診査は任意とされております。

御質問の本市の実施状況でございますが、1歳6か月児及び3歳児の法定健康診査と、あわせて、4か月、7か月、10か月、12か月児の任意の健康診査を行っております。

方法につきましては、4か月児から12か月児までの健康診査は月に1回、1歳6か月児及び3歳児の健康診査は2か月に1回の頻度で、乳幼児と保護者に市役所西別館に来庁いただく集団健診方式を採用しております。

主な健康診査の内容としましては、対象となる月齢に応じて、小児科医や歯科医による診察、指導のほか、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などによる発育・発達、栄養面、歯科衛生等に関する保健指導を実施しております。

特に、乳幼児健康診査は全ての親子に直接お会いできる貴重な場であることから、保護者への育児、栄養支援等に力を入れているところでございます。

例えば、保健師、助産師による発達や生活リズムに関する集団指導、また、月齢に応じた離乳食の試食を取り入れた集団指導、歯科衛生士による歯のブラッシング、また、育児サークル等の情報提供を実施しており、それぞれの時期によくある相談や課題に対して実践的な解決策を分かりやすくお伝えをしているところでございます。

また、健康診査において、医療的な対応が必要と判断された場合には、眼科、耳鼻科、整形外科や総合病院などへの精密検査の紹介を行っており、発達面に不安がある場合には、市の発達相談事業へつなぐなど、必要な支援を速やかに行っているところでもございます。

これらの取組の中で支援が必要とされた乳幼児については、半年ごとを目安に受診状況や支援の進捗を確認しながら継続的なフォローも行っているところでございます。

次に、受診率についてですが、過去3年間において、転出を除けば全ての月でほぼ100%の受診率を維持しているところでございます。

今後も引き続き高い受診率を維持しながら、健康診査を通じた早期支援や保護者との関係づくりを大切に、切れ目のない支援と見守りを通じて全ての子供が健やかに育つことができる環境づくりに取り組んでまいります。

3点目の5歳児健康診査についての御質問ですが、議員御指摘のように、5歳前後は対人関係や言葉の発達の遅れなどが見えやすくなる時期であることから、こども家庭庁は、発達障がいなどを早期に発見し、就学前に必要な支援、これにつなげるため、令和10年度までに5歳児健康診査の全国の自治体での実施を目指しているところであります。

本市においては、5歳児健康診査は実施しておりませんが、現在、1歳児から6歳児を対象として、発達障がい等を早期に発見して支援につなげるための発達相談を行っております。

発達相談は、医療療育センターの臨床心理士などが保育所や子育て支援センター等に出向き、通園している幼児への支援方法を保育士などに指導する巡回型発達相談と、幼児と保護者が西別館に来庁して相談をいただくすくすく発達相談、2つの相談窓口を設けて発達相談を行っております。

いずれも幼児の個性や発達、保護者の考えを尊重しつつ、医療療育センターなどの関係機関とも連携をして継続的な支援につなげているところでございます。

発達に課題が疑われる幼児については、このように5歳児以前から発達相談といった形で一定程度既に支援体制を構築している状況でございます。

一方で、乳幼児の健康状態を把握する健康診査は、先ほど申し上げました、1歳6か月児と3歳児の法定健康診査が終わりますと、就学時前の健康診査まで、医師や保健師、管理栄養士を含めた多職種による健康診査はございませんので、このような5歳の時点での、そういった多職種の、特に医師等に診ていただくような健康診査は一定必要であるというふうな認識を持っております。

今後、本市のこれまでの取組、これは先ほど申し上げたように、しっかりと子供たちのサポート、親御さんのサポートを行っておりますので、こういった取組を生かしつつ、先ほど申し上げた5歳児の健康診査の実施については、そういった子供たちの様々な医師や保健師等の多職種による健康診査、こういったものの必要性から、具体的な実施方法や健康診査後の支援体制について、今後しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 検討という御回答でございましたので、もう一押しさせていただきたいなというふうに思っております。

5歳児健診の導入につきましては、少し古いデータにはなるんですけれども、現在、鳥取県の総合療育センターの所長になっておられる小枝達也さんの研究で、3歳児健診で発達の課題が指摘されたお子さんと5歳児健診で初めて課題が指摘されたお子さんでは明らかな差異が認められたこと。就学前の準備性を高めるためには、5歳児健診を年中の時期に実施して、事後相談への取組を始めることが有益であること。それと、発達支援に関する知識、スキルのある保育士の育成が求められることなどがありました。早期の支援開始が学齢期になってからの不登校発生の低下要因につながるということに関しても触れられておりました。

こちらが2次的に発生してくる問題点として、心身の不調、対人の問題、それと学校不適応、要するに不登校につながっていくんですね。こういった問題点が見受けられるということで報告がっております。

大分県の竹田市のほうで、5歳児健診の実施前と実施後で不登校の割合をデータとして取られているんですけれども、5歳児健診実施後に小学生児童の不登校が減少したというデータも小枝先生のほうが発表されております。

不登校ゆえに出てくる健康上のまろもろですね、昨日、高松議員のほうも御質問がやり取りの中であったんですけれども、不登校ゆえに出てくる児童・生徒のその後の健康上の問題というのも、実際レポートのほうがあつておまして、大阪公立大学の石田まりさんの研究、こちらは御本人がかつて不登校児だった方のレポートがございます。不登校になることで、その後、学校での健診が受けられなかったというところで、実際は、その入り口でつまづいてしまうお子さんもやっぱり一定数いらっしゃる。それが、その後のその子供たちの心身の健康を損なうことにもつながっていくということなのだというふうに思います。

それと、竹田市のほうですね、こちらのこども家庭センターのほうが、令和6年度に発表している市として5歳児健診に取り組んできた中で、5歳児健診をすることで、3歳児健診では気づけない軽度の発達障がい児の早期発見、支援が可能となった。5歳ということで、早めに行うことで就学に向けての支援体制が整備された。保健・医療・福祉分野だけではなく、教育部門との連携が強化された。そして、保健師の力量形成につながったなどを事業成果として挙げておられました。副次的な効果としては、地域全体で子供をみんなで支えるという文化が根づき、発達がいのあるお子さんたちが学校活動に参加しやすくなるだけでなく、地域全体の行事であるとか、そういったところへも参加しやすくなると。保護者同士の情報交換がより活発になるということで、その御家庭の孤立感を減らす効果も生まれるというふうにありました。

先ほど検討ということで御回答をいただいているんですけれども、やはり5歳児健診をベースにすることで、就学前健診よりも教育部門との連携が早く図ることができるようになる準備期間をもう少し長く取ってあげることができるようになるんだろうというふうに感じたところです。

それと、うきは市内の今まで保育に関わってこられた方に、5歳児健診どう思いますかということでお話をお伺いしました。

実際、やはり就学前では遅い実感がある。年中さんで実施してあげること、その中から見えていないお子さんを見つけてあげることができると思う。1年かけて準備をしてあげられるのだから、5歳児健診はなるべく早めに導入してあげてほしいという御意見でした。

それと、現在お子さんが特別支援学級を利用している保護者の方からは、我が子は支援学級で丁寧に向き合ってもらえることで、すごくスムーズにいつていると思う。親御さんによっては、子供の発達の凸凹についてなかなか受け入れられずに、すごく子供自身が苦勞しているケースもある。5歳児健診であれば、全員が受けているので、やっぱり1年かけての軟着陸につながるかもしれないので必要だと思うという御回答でした。

うきは市でも、学校生活で何がしかちょっと、お子さんによっては困難さを感じていたりとか、不登校の児童・生徒さんも増えている、あるいは一定程度いらっしゃる。中にはやっぱり発達の凸凹が基になっているお子さんもいらっしゃる。集団生活での課題をどうクリアしていくのかというのは、その後の行きやすさであったりとか、その後のお子さんの心身の健康にもつながることだと思いますので、検討からもう一歩先ですね、できれば完全実施よりもやっぱり前に、国としては10年度ということで年度を打ち出していますけれども、完全実施の前に、ぜひ早めにお取り組みを進めていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 御指摘をいただいたように、こども家庭庁も令和10年度までの実施を求めていますので、本市としてもいずれかのタイミングで、5歳児の健康診査については取り組む方向になるというふうに思っています。スピード感を持って行っていきたいという認識も持っておりますが、今、高木議員から様々な事例や先生方等のお話、また、市民の皆さんのお声等も御紹介をいただいた中で、るるお聞きをしながら思うことがあるのですが、まず、先ほど答弁をさせていただいたとおり、本市の発達相談については、御紹介させていただいたように1歳から6歳児までで、パターンを2つに分けているのは、保育園や幼稚園、そういったところに就学していないお子さんもいらっしゃいますので、保育園等や子育て支援センター等を利用しておられるお子さんに関しては、巡回型発達相談というような形で、定期的にそういった御相談を、この1歳から6歳までの間で定期的にやっていると。議員が御指摘になられているような早い段階から、もしかしたら5歳よりももっと早い段階からそういった傾向に気づくようなこともあるかもしれません。そういったことをなるべく逃さないようにやらせていただいております。西別館に直接保護者の方とお尋ねをいただくすくすく発達相談、これは保育園に行っていない方とかも対象になるんですが、当然行っても親御さんと一緒にということであれば、このすくすく

発達相談も利用いただくというような形で、他市がどういう取組をされているのか、この部分についてはあまり詳しく調べていないので分からないんですが、少なくとも本市として、この1歳から6歳という少し長いスパンを捉えて、発達相談に福祉事務所としても全力を挙げているというところは一定御理解をいただきたいというふうに思っています。

議員が御指摘のように、どのタイミングでそういうところに直面をしても、保護者の方、そして保育所等に通っているのであれば保育士の先生方とも連携を図りながら、こういった形がお子さんの後の修学に対して好ましい形なのか、もっと言えば、就学ではなくて、そのお子さんが今後成長していく上で大切なのかというところを見極める体制というのは一通り市として、現状のシステムの中でまたこれを少しブラッシュアップしながら活用していくことが肝要だというふうに思っています。

その中で、一つのスパンの中で、一つ切るところで5歳児健診ということだと思いますが、それはあくまでも私の中では一つのタイミングだと思っています。確かに、就学から1年前ということで、議員が御説明いただいたように準備をするとか軟着陸というような表現もされておりましたが、そういった中で、いいタイミングではあるかもしれませんが、先ほど申し上げた長いスパンの中での一つの区切りというところで、現在やっております発達相談、こういったものとしっかりリンクさせながら、5歳児の健康診査を行うことについてはやぶさかではないと思っておりますし、1回目の答弁で御説明申し上げたように、内科医の先生とかを含めた心身、体の肉体のほうの健康診査というところが、3歳から就学前まで長く空きますので、むしろこっちのほうが私としては一つ問題なのかなという認識があります。発達相談はそうやって1歳から6歳まで切れ目なく定期的にやっているんですが、健康診査がちょっと開きますので、そういった面、ですので、こども家庭庁が求めていることと私が考えていることはちょっと違うかもしれませんが、そういった面で、5歳児のタイミングで、発達相談も併せた5歳児の健康診査をやることは有効であるというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、この5歳児の健康診査については、おっしゃられるように令和10年を待たずに取り組んでいくことには前向きな検討をしていきたいというふうに思っています。

最後一言、途中で議員がお話をされる中で、支援学校に通われている親御さんの言葉、一例のお言葉であったんですが、私は本当に思うのは、やっぱりお子さんの発達とか見守りというの必要なんです、いかがでしょうか、親御さんがやっぱりお子さんの発達、発達に凸凹があるところをなかなか受け入れ切れない、私も経験があるので分かるんですが、なかなかやっぱり親として受け入れ切れない、そのために先ほど議員が言われたように、子供が困ってしまう、方向性を見失ってしまうということが、私はこの問題の一番の根幹だと思っていますので、今後、議員が求められる5歳児健康診査とか、今、市がやっている発達相談をしっかりやっていきますけれ

ども、この親御さんがお子さんと一緒に現状を把握して理解をして、一緒に一步前に踏み出せるような取組、まだちょっと頭の中ではこれと申し上げるものは出ていないんですが、福祉事務所、また社協さんとか様々な関係機関の皆さんと連携をしながら、そこを本市独自で何か取り組めれば、この課題に対して大きな一步になるんじゃないかなという認識であります。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（２番 高木亜希子君） そうですね、やはり御家族の方が同じように苦しむ場面というのも、私も拝見していることがありますので、そのところはすごく力を入れてお取り組みをいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、大きなテーマ３のほうに移ります。

うきは市の基金運用についてです。

こちらちょっと前段が少し長くなってしまうかもしれませんが御容赦いただきたいと思います。

既に新聞各紙で、本市を含む複数自治体における基金運用について様々な報道が出ておりますので、御覧になられた方も多くおられるかと思えます。全国紙でも取り上げられていましたし、ウェブで共同通信さんとかでも取り上げられておりましたので、こちらに関する質問です。共同通信さんのほうで出されていたニュースのほうですけれども、２０２４年に総務省が公表した統計で、主要基金の６割超を債券などの購入に充てて積極運用していた２０市に取材したところ、うち、少なくとも１６市が今年１月から２月の取材時点で含み損を抱えていた。金利上昇に伴い、国債などの時価が下落したためである。長くて数十年先の満期まで保有して投資額を回収するわけだが、公共事業や福祉、災害対応で機動的に使える手元資金は減る。２０市のうち、含み損があると回答したのは１６市、福岡市、田川市、大野城市、うきは市の４市に関しては含み損の有無を明らかにしなかったというニュースでありました。

こちらですね、ほかの新聞紙面でも同じようなトーンで報道がなされておりました。私なりにいろいろな報道を見て、そのとき思ったのが、要するに、結局ロングスパンなので、その間はそれが使えないということなのかなって、流動性が、要するに資金としての流動性が担保されていないということなのかなというふうに、ちょっとはてなマークが頭の中に浮かびました。

全員協議会のほうで、議員に対しては質問がありましたけれども、やはり市民の皆様にとっても、ああいった報道というのはすごく大きなトピックスなのかなというふうに思いますので、改めてこちらで質問をさせていただきたいと思います。

金利政策の転換で、長期金利が上昇している中、新聞各紙で本市を含む複数自治体における債券運用が報道されました。うきは市については、基金運用は債券がメインとなっている。

そこで、直近の公表できる範囲で、現在どのような有価証券をどれぐらいの割合で保有をして

いるのか、お伺いいたします。あわせて、うきは市としての今後の基金運用方針を伺いたいと思います。また、公金の管理、そして、基金の運用について、市民にとって今まで以上に分かりやすい広報、こちらを要望したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいまうきは市の基金運用について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の現在、本市が保有している有価証券についてどのような有価証券をどのぐらいの割合で保有をしているのか。

2点目の今後の基金運用方針及び公金の管理・基金運用についての市民の皆様への今まで以上に分かりやすい広報の要望についての質問は関連がございますので、併せて回答させていただきます。

令和7年5月末現在における、本市の基金残高は153億2,110万円となっており、そのうちの72%に当たる110億3,250万円を有価証券で保有し、その種別と割合は、国債が41%、地方債が33%、地方公共団体金融機構債が21%、政府保証債が5%となっております。

基金を有価証券などの債券で運用する場合は、うきは市債券運用指針に基づき、安全性、流動性担保の必要の度合い、利回り、これを考慮して債券の選択を行っているところでございます。

同指針では、リスクを最小限に抑えるため、満期保有を前提とした元本償還が確実な債券の購入をすべきとされていることから、運用債券はいずれも国債などの元本償還が保障された有価証券であり、また現金等で必要な流動性が確保される範囲内での購入を行っているところでございます。

新聞報道の中では、基金の中の有価証券の割合についても触れられていましたが、市の基金においては約42億円の現金を保有しており、これは災害時やさきのコロナ禍など資金需要が特に大きかった時期の基金繰入金の規模から鑑みても、流動性の確保として十分な額であることから、現に損害の発生が危惧される状況にないというふうに考えております。

公金管理、基金運用の広報の在り方につきましては、議員御指摘のとおり、市民の皆様にもこのような基金の状況を御理解いただくことが必要であると考えておりますので、現金と有価証券のそれぞれの保有額、債券の種類等については、その概要的な内容を決算状況の報告と併せて、市のホームページや広報紙で周知をしまいたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今、お話をお伺いしまして、やはり有価証券の割合が高いんだなというふうに改めて感じました。

こちらが資金管理の運用要綱の中も見たんですけれども、原則的に国債10年、あるいは場合によっては30年ということが書かれておりまして、この辺りについて、例えば、10年物とか30年物とかという、非常に市民から見るとすごいロングスパンのものを持っているんだというふうに思ったんですけれども、この辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 財政課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 基金で所有しております有価証券で、それぞれ異なる満期のものを所有しております。

現在、一番短いもので7年満期、最長で30年満期のものを保有しております。

議員おっしゃるように、30年満期のものも持っておるんですけれども、こちら、30年満期のものを持っているというふうなところでお伝えをすると、その有価証券を30年間ずっと保有しなければならないのではないかというふうにとられるかもしれませんが、決してそれがそういうことではなくて、こういった長期の有価証券を購入する際には、既に発行をされて市場に出回っている既発債を購入しております。30年満期の有価証券であっても、もう既に発行から10年を経過したもの等を購入しておりますので、実際に市が保有する期間としては20年だとか、15年だとか、そのような状況もございますので、必ずしも30年満期のものを持っておる割合が高くなっている状況があるかもしれませんが、実際に市が保有している有価証券につきましては、そのような状況で保有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ということは、既発債のほうを購入されているということで、残るところとしては20年という御説明をいただきました。

それでもやっぱり20年というのが、市民目線で見ると長いなという気がいたします。ほかの自治体さんのほうを見ましたら、やっぱり短期債での運用というのが非常に多い、どちらかというとそちらのほう主流なのではないかなというふうに感じているんですが、この長期債を持っていること、それと、保有割合について、現在の数値が結構、自治体の原資は公金ですから、これだけ世界的な経済状況ですとか、そういったところが刻一刻と変わっている中で、それが最適なのだろうかという疑問を持つんですね。やっぱりほかの自治体、主流は長期スパンではないですし、比較的比率ももっと抑えたところで運用されているので、ここのところは、ここ最近の経済状況、世界的な状況とかから見ていかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 先ほど私の答弁からも申し上げましたし、財政課長の答弁にもありましたように、基本的に、先ほど申し上げたように満期保有を前提とした元本償還、いわゆる元手が返ってくるようなものを購入しておりますので、基本的には、今回御質問いただいた含み損とか、そういうものは結局、あの新聞報道も途中で売らなければならないぐらい流動性が担保できていない、いわゆる現金を保有していない自治体が売らざるを得なくなって、売った結果損をしたということで、一斉に含み損、おたくの自治体大丈夫ですかというような新聞報道がなされたわけであります。

しかしながら、先ほど申し上げたように、本市としては現状42億円程度の現金を保有しております。

ちなみに一昨年、吉井町域を中心に大きく水害被害を受けました、あの被害、農作物の被害、土砂災害等の被害も全て含めて23億8,000万円だったと記憶していますが、ぐらゐの災害のかかったお金でした。42億円です、今持っているのは。それは一度、その現金の中から全部お出しして、その後、国から激甚災害の指定を受けましたので返ってきた部分もございますが、そのような形で、本市は流動性を一定担保しているところですので、基本的には先ほど申し上げたように、この有価証券で持っている分は売らずに、最後の満期まで行ったら元本を返していただけるといふところでは。

そして、途中で申し上げましたが、考慮するもう一つが利回りであります。年間で、今この保有している証券で、利回りとして決算書を見ていただいたら分かるんですが、約1億2,000万円程度、1年間です。利回りとして頂いています。

では、この有価証券の数を減らしていく、もしくは短期のものにしていくと利回りが減ります。この減った財源をどこでカバーするのかといふことを、今後、私たちは片一方だけじゃなくて両方で考えなければならないことだと思っております。

先ほど財政課長からも申し上げたように、長期債に関してはほとんど既発債、残りが10年とか15年、車でいへば中古車を買ったような形ですね。そのほうが利回りがいいんですね、30年物ですから。といふような買ひ方。もしくは持っているものをもっと短いものに買換えとかも途中でやっておりますので、そのようなこともできれば広報等で今後は少し御説明できる機会があればと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） やはり市民目線で見ると、報道だけだとかなり心配がありますので、なるべく早めの広報をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分です。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

これが今議会最後の一般質問になります。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可いたします。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

冒頭ちょっと、先日報道された内容をお伝えしたいと思いますが、2024年に国内で生まれた日本人の子供は68万6,061人で、初めて70万人を下回り、統計がある1899年以降で過去最少となっております。

一人の女性が生涯に産む見込みの子供の数を表す合計特殊出生率は1.15人で、統計がある1947年以降で過去最低だと。そのように少子化は加速度的に進んでおります。

出生数の68万6,061人という数字は、政府としましては、2039年度に迎える数字として認識するもので、日本における14年後に到達する数字を昨年達成してしまったということになりますので、大変なことですが、そういう意味では、少子化対策に力を相当入れ込まなければならないことを常に念頭に置きながら一般質問を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問内容に入りたいと思います。

今回3点でございます。

1点目は、通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進について、2点目が、男性の産後鬱に求められる支援について、3点目が、誰もが楽しめる広場、インクルーシブ遊具設置についてでございます。

それでは、1点目のほうから入らせていただきます。

通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進につきましては、本年2月、厚生文教常任委員会は小・中高生の保護者との意見交換会を行いました。その中で出されました意見に、通学路が危険で、通学時に歩かせられない区間があり困っていると。改善に向けて取り組んでほしいという意見が出されました。

詳しくお話を聞きますと、ここ数十年、本当に困り果てていることが分かり、私も同感しまして、放置することは適切ではないなど。私自身、事情をしっかりと聞きすべき事案と認識をいた

しました。

現在、通学路とされるルート上において、交通事故が引き起こされそうで通学路を歩かせることができないと相談されたわけであります。このように主張された保護者は、子供たちが通学路を歩んで小学校へ行くことが願いですとおっしゃられました。結論から言いますと、通学路が通学路の役割を果たしていないと言っても過言ではないと言えます。指定された通学路が子供たちにとって危険な要素が多く、安全な環境にないため、現在の通学の方法としては、小学校までの距離の半分の地点まで保護者が車で送り、あとは歩行により小学校まで登校しているとの説明をいただきました。また、帰りの下校時も保護者が迎えの車を学校まで出していると伺いました。この現状を学校側には申入れしているけれども、具体的対策は、その後、進展はないんだという状況だとの報告をいただきました。

さて、この時点で保護者は、学校をはじめ、関係機関には何もしてもらっていないという認識をされてあるわけであります。再度この件について確認をしましたところ、既に三、四週間前には一部のところでグリーンベルトの設置でありますとか、歩行道路に路面標示の設置が新たにできていたと。対策の一部がこのように実施をされております。しかし、まだこれだけでは対策としては足りていないと、そういう保護者の認識でございました。

吉井町の上古賀地区方面の保護者の方が、小学生の頃から通学路の問題が解決されず、学校へ登校するのに通学路が危険にさらされている状況を何としても今の時点で改善しなければならないと、強い思いから相談されていることが分かりました。私自身も理解することもできました。

そこで、1つ目のお尋ねは、江南小学校区の上古賀地区、今竹地区等の地域方面からの合同点検の要請は令和6年までに提出され、実施されているのか。また、上古賀地区方面から通学する子供たちが通学時において交通事故に巻き込まれそうになった等の事例が頻発していることを学校教育課は認識されているのか、その辺のところをお伺いいたします。

学校側としましては、保護者からの安全に対する申入れがあれば状況を確認されまして、問題点があれば改善に向けて取り組まなければならないわけでありますが、こういった対応策は国土交通省が既に十数年前から指導文書を発出されておまして、指導を行っております。これは全国で発生しました大きな交通事故を契機として、こういう体制になったわけであります。

1つ目には、平成の時代のことと、これは京都亀岡暴走事故ということで、児童ら10人が死傷されたという交通事故。それから、令和元年に滋賀県の大津市で発生しました事故、これは2歳の園児2人が死亡され、複数負傷された交通事故でございます。それから3点目に、令和3年に千葉県八街市で発生した事故、これは八街市道で下校中だった小学生の列にトラックが突っ込み、5人の方が巻き込まれた。これは運転手は飲酒運転だったという、こういう悲惨な事故が発生した。これを契機に、さらに国土交通省がしっかり指導文書を発出されているわけで

あります。

通学路における交通安全の確保につきましては、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するように繰り返し指導がなされております。その一連に、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知が発出されておりまして、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施でありますとか対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要であるとされております。改善点が確認されれば、優先順位をつけて是正していくことは当然でございますし、対策を講じていかなければなりません。この点は資料をつけておりますけれども、A3の大きい資料でございますが、織り込んでおりまして、1ページと2ページにこの辺の事情を掲載されたものが事務連絡として発出をされております。

そこで、2つ目のお尋ねでございますけれども、江南小学校校区の上古賀地区方面からの通学路における交通事情を分析しますと、子供たちの登校時の交通安全が確保できていないことがまず考えられるということ。さらに、危険箇所があつて通学路として利用できない状況があるために、通学路を通らず、ある地点まで車で送っているとも聞いております。このような現状に対しまして、どんな対策が行われているのか、どのような解決策を講じるべきか、その考えをお伺いしたいと思います。

次の3点目に入ります。

通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進につきましては、地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を作成するとともに、その内容に従って、関係者で構成しました協議会を設置して構築を図ることが指導されているわけですが、推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、それから、学校、PTA、警察、道路管理者等を含めることを基本とし、必要に応じまして、自治会代表者でありますとか学識経験者の方を加えることとなっております。推進体制につきましては市町村単位で構成することが望ましいとなっているようでございます。

毎年地元からの要請を受けまして、通学路上の危険箇所対策が必要と認められた地点につきましては、資料の4ページに掲載されている内容の中に、対策の検討、それから、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施することということで、プラン・ドゥー・シー・アクション、このサイクルが継続的な安全性向上のために必要であることが示されております。

そういうことで、令和5年6月28日付で国土交通省が発出しました事務連絡の中には、通学路における暫定的な安全対策として、即効性の高い対策、これらの事例及び対策必要箇所の進捗状況の公表事例が出されております。これは資料の5ページになりますけれども、ここには国土

交通省が示されましたいろんな対策事例ということで掲載されております。

3点目のお尋ねは、国土交通省が示している暫定的な安全対策として考えられるメニューとしまして、ハード対策とソフト対策に具体的な対策例がピックアップをされております。上記の江南小学校校区の通学路において、このメニューの中から実施可能な対策があるのかどうか、見解をお伺いいたします。

以上、一応3点についてお尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま通学路の交通安全確保に向けた取組の推進について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず、（3）のうち、通学路における安全対策のハード対策につきましては私から答弁をさせていただき、1点目、2点目及び3点目の通学路の対策状況及びソフト対策に関しては教育長から答弁をさせます。

3点目の、国土交通省が示している安全対策で実行可能な対策があるかとの御質問の部分でございますが、国土交通省が示している安全対策メニューでは、議員の添付資料の5ページのとおり、ハード対策として、路側帯のカラー舗装化でありますとか、外側線の引き直し、車道分離標の設置、注意喚起看板の設置、路面標示の設置、また、時間通行規制などがあり、ソフト対策としまして、交通安全教育でありますとか、見守り活動、通学路の変更、対策必要箇所の進捗状況の公表などが示されているところでございます。

そのような中、本市では、うきは市通学路安全推進会議を開催し、議員からも御指摘がありました通学路交通安全プログラム、これに基づきまして通学路の安全確保に取り組んでいるところでございます。

このプログラムでは、毎年、学校関係者、警察、そして、国、県、市の道路管理者と連携し、通学路の危険箇所に関する対策協議会を実施し、必要な安全対策を講じております。これまでも議員御指摘の江南小学校校区の通学路においては、グリーンベルトやポストコーンの設置など、様々な安全対策を実施しているところでございます。また、これまでの間、議会等で竹永議員からも御質問等を毎回いただいておりますが、通学路の交通安全対策につきましては、その都度御質問にお答えをしているように、年度の計画等に基づいて、各校区、何か所かずつではございますが、この会議やプログラムに従って通学路の交通安全確保に向けた取組を進めているところでございます。

今後も特定の対策に限定するのではなく、この通学路交通安全プログラムを通じて、関係機関と密に協議をし、国土交通省が示す対策を踏まえながら、江南校区についても、また、そのほかの小学校区につきましても、うきは市全体の通学路がより安全になるよう、引き続き関係機関と

連携し対応してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の江南小学校区における合同点検の実施状況、交通事故等の把握状況及び2点目の同地区の交通安全対策につきましては、関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

先ほど市長の答弁にもございましたが、うきは市におきましては、小学校の通学路の安全確保を図るため、毎年、うきは市通学路安全推進会議を開催し、うきは市通学路交通安全プログラムの作成を行っております。

協議内容につきましては、各学校から通学路の危険箇所の報告を受け、うきは警察署、国土交通省久留米維持出張所、県土整備事務所、建設課、学校教育課で事前に現地調査を行い、会議において対策を計画いたしております。

令和6年度の会議におきまして、吉井小学校6か所、福富小学校4か所、江南小学校5か所、御幸小学校4か所、山春小学校4か所の点検を行っております。会議におきまして、当該年度に実施できるもの、翌年度に交付金等を活用して実施するもの、保護者で見守り対策を行うものなどに分類し、関係機関と協議を行いながら通学路安全対策に取り組んでおります。また、各学校においても情報の共有を行い、児童が安全に通学できるよう、学校及び保護者に呼びかけ、通学時の安全確保を図っております。

議員御指摘の江南小学校校区では、平成27年度から令和6年度までの間、32件の危険箇所が提出されており、上古賀、今竹区方面からの要請は2件ほど提出をされております。どちらの場所も県道久留米浮羽線付近で、歩道がなく、道幅が狭い箇所や見通しが悪い箇所となっておりますが、うち1か所につきましては、グリーンベルトやポストコーンの設置、外側線の引き直しなどを行っております。

次に、交通事故に巻き込まれそうになった事案の把握についてですが、交通事故が発生した場合は教育委員会に報告を求めています。事故に至らなかった案件につきましては、全ては報告されておられません。現在、令和7年度の危険箇所一覧を取りまとめているところではありますが、今竹の集落内の市道が交わる交差点について提出がされておりますので、危険箇所の認識はしております。うきは市通学路安全推進会議の中で協議し、関係機関と連携しながら、子供たちが安心して通学できますよう、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の、国土交通省が示している安全対策で実行可能な対策があるかとの御質問ですが、市内小・中学校における通学時交通安全のソフト対策として大切なことは、国土交通省の安全対策にもありますが、1つは地域や保護者による見守り活動だと考えております。学校だけの対策では限界があるため、交通指導員やシルバー保安官、PTAなど、地域の皆様による見守り活動、

交通安全指導に対する御支援、御協力が必要不可欠です。地域の方や関係団体の御協力を得ながら交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、2つ目は、各学校において実施します交通安全教育も大変重要だと考えております。道路の歩行や道路横断時の危険の理解や安全行動の仕方、自転車の正しい乗り方と点検整備などの指導や教職員による校門前での交通指導、中学校におきましては、下校中における自転車の正しい乗り方の実際の指導など、児童・生徒が安全に登校できるように交通安全指導に努めております。

江南小学校は遠距離通学や歩道のない通学路もあるため、ハード対策、ソフト対策両面からうきは市通学路安全推進会議において協議してまいりたいと考えております。

いずれにしても、市内全ての学校において、国土交通省の安全対策を参考にしながら、今後も通学時の交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） しっかりと対策を講じていただいているということでございます。

再質問になりますけれども、教育委員会のほうでは上古賀地区方面の保護者の方が車で送迎をしているということについては御存じなのかどうか、ちょっとその辺の確認でございます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） そのような実態は把握しておりません。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） これは実態はしっかり確認をしていただきたいなと。そういうことがまずは前提になって対策が講じていかれるのではないかと、そんなふうに思いますので、そういう状況を合同点検でやっていただきたいという要請のときに、そういった話が保護者のほうからなかったのかもしれませんが、現実にはそういうふうに車で送迎をしているということになって、実際にいつの時点でか知りませんが、グリーンベルトができたり、道路に外側線が引かれているというようなことがあって、びっくりして、ああ、一部はちゃんとやっていただいているんだなという認識に駆られたわけでもありますけれども、そういう意味では、やっぱり情報が戻ってきていない。要請をしておっても、回答が何らかの形でいただける体制が構築されていけば、より意見の意思疎通が図られて、なおかつその辺の対策がきちんとなされていくのではないかとというふうに思いますけれども、その点はいかがでございますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員御指摘のとおり、通学路の状況、そして、通学の状況につきまして、今後細かに把握して、通学路の危険箇所対策に生かしてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（４番 樋口 隆三君） そういうふうに対応いただくということで意見をいただきましたので、しっかりその辺のところをお願いしていきたいなというふうに思います。

国土交通省がメニューとして挙げておりますハード対策とソフト対策を、先ほど市長のほうから回答いただきました。

これは国土交通省が示しているハードの対策とソフト対策ということでございますけれども、警察庁のほうから出ている資料を見ておりますと、ゾーン３０とゾーン３０プラスというのがございます。

ゾーン３０というのは、時速３０キロで走行する地域と。そういう標示があればそういうような表現になりますけれども、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通対策の一つとして示されております。ある一定の区域を定めて、時速３０キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制するものだということで、そういう標示があれば、その地域は時速３０キロ以上では走行できないと、そういった標示物でございます。

ゾーン３０プラスというのは、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備のさらなる推進を図るため、ゾーン３０プラスでは、最高速度３０キロメートルの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、この３０プラスに関連することで対策案が出されている中には、物理的デバイス設置ということで、路面に凹凸をつけるとか、一時的に横断歩道の近くに１０センチぐらいの高さの道路を造って、走行・運転する上で運転者に不快感を与えてスピードを抑えると、これをハンプというような表現でされております。路面を滑らかに盛り上げ、時速３０キロ以上の速度で走行する車両の運転者に不快感を与える構造物だと。そういったことを造ることによって、狭い道を高速で走らないようにする、そういったやり方ですね。

それから、狭窄といいまして、これは道路を一時的に狭くするということで、走行しにくいことで速度を抑える。

それから、今申し上げましたけれども、スムーズ横断歩道という、車両の運転者に減速と横断歩行者優先の遵守を促す、ハンプと横断歩道を組み合わせた構造物、そういったものをスムーズ横断歩道というような表現で出されております。

こういったものがゾーン３０プラスということで、対策の中には国土交通省が示したハード、ソフトと、その対策以外にこういったことも実際には行われているということでございます。

この辺のゾーン３０、また、ゾーン３０プラスということに対して、これは警察庁交通局の指導でございますので、どのくらい要請してできるかどうかというのは分かりませんが、こ

ういった対策も一つのやり方としてはあると思いますので、その辺のところまで対策を進める、そういう方向性があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 今、学校周辺の交通安全対策ということで、ゾーン30プラスについて検討するかというようなお話をいただいたと思います。

樋口議員が今回お示しをいただいている資料の1ページの事務連絡ということで、交通安全の確保の徹底についてということで出されている事務連絡文書の2ページの一番最後にゾーン30プラスについて記載がございまして、こちらの真ん中の行ですね、ここにもまさに記入があるんですが、通学路上の事故であるとか、周辺の交通規制、また、自動車の学校周辺での走行速度、こういったデータを分析、評価して、警察や学校、地域などという——この警察や学校、地域というのは、総じて、今、本市でつくっているうきは市通学路安全推進会議がこれに当たるのかと思いますが、そこと地元警察、うきは警察署等とも連携をして、この導入等について検討してみてもどうかというような事務連絡だというふうに思っております。

議員も御承知のとおり、議員の資料の5ページで示されている学校周辺の走行環境というところで、本市の学校の周りも細かな市道や側道等もありますので、有効なところは有効だと思いますが、大前提としては先ほど申し上げたような様々なデータをしっかりと分析した上で、必要に応じて、このゾーン30であるとかゾーン30プラスというような取組については、必要と判断されれば整備をしていく必要があると思っています。

一方で、田舎の小さなまちですので、厳密に申し上げますと、学校周辺の市道はもともとが30キロ制限ぐらいなんです、実を申しますと。皆さん結構、なかなか勢いよく走っていかれる方もいらっしゃるんですが。ですので、法定速度をまずはきちんと厳守していただくような呼びかけも一定必要だというふうに思っておりますし、あと、幾つかの取組の中で、例えば、道路を少し狭窄にしてスピードを落とさせるということになると、今度は、議員が御指摘をいただいている、狭い道になると通学路として子供たちが歩けないんじゃないかというような部分もあろうかと思っていますので、状況に応じて、まずはしっかりと警察や推進会議の皆さんとも協議をした中で、ゾーン30やゾーン30プラスがこの校区、学校周辺には有効であると判断された場合には、導入の検討について考えていきたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ゾーン30、それから、ゾーン30プラスという取組をこういう形で、いろんな組合せで取り組んでいただけるということに、ひとつ私のほうもしっかり支援させていただきたいというふうに思います。

一番の問題は、保護者の方が、やはりきちっと取り組んで対策を組んでいただくということが

大きな目的でございまして、そういう意味では現状をしっかりと把握していただくということで、私のほうからも過去に、関係課につきましては現状の実態について参考資料を配付させていただいたケースがございましたけれども、そういうデータを基にして、今後そういう危険箇所が少しでも解消されていくように取組をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、ちょっとなかなかうまくまとめることができませんでしたが、この件はこれで一応終わらせていただきます。

次に2点目の、男性の産後鬱に求められる支援についてということで進めていきたいと思います。

令和4年10月から産後パパ育休制度が始まるなど、男性の育児参画が一層進むことが期待されております。一方で、女性だけでなく、男性も産後鬱になり得ることはあまり知られておりませんけれども、10人に1人が男性の産後鬱を発症すると、このように言われております。

産後鬱とは、産後1年以内の育児期間中に、育児を一つの要因としてメンタルヘルス不調を起こした状態をいうとされておりました。

近年、男性も育児に参加するようになったことで、男性に生じる例も見られるようになりました。海外の調査では、産後に鬱を発症する男性は約5%、日本の調査では、中等度以上のメンタルヘルス不調のリスクが高い男性は全体の10%程度に上るともされております。

この問題を論じる前に、うきは市の行政におきましては、産後パパ育休の取組状況については、令和5年9月議会の一般質問におきまして取得状況についての報告を求めた経緯がございます。そのときの報告内容では、令和4年10月1日から令和5年9月30日まででは、対象者4名中2名が取得をされております。取得率は50%でございました。令和3年度の男性の育児休業取得率が11.1%に対し、令和4年度は80%の取得率になっております。

そこで、質問をさせていただきますけれども、その後、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、それぞれの年度における市役所の男性職員の育児休暇取得率についてお伺いをいたします。

次に、2点目でございますが、育児休暇を取得することは子供の育児に携わるということでありまして、出産で誕生した子供との生活を整える意味もあることを知れば、おのずと男性版産休による休暇の意図する点が理解できるものと思います。休暇の目的を理解していただき、有意義に活用していただきたいと思います。

ところで、女性が赤ちゃんを産むまでにはたくさんの労力を要し、産前産後のフォローもまた重層的にケアが確立されておりますので、安心して出産に臨むことができると認識できるわけがあります。

一方で、男性の役割は、女性の出産までの間にフォローすべき役割は学んだり指導を聞いたり

して知識を得ているとはいっても、男性は出産を経験しない中での様々な場面で要求されることなど、理解すべきことがなかなか進まないのではと思うわけであります。

母親の産後鬱やマタニティーブルーには様々なサポートが展開されているのに対しまして、父親への支援は不十分との指摘もございます。対策が求められております。

そこで、2点目のお尋ねでございますけれども、産後鬱は男性においても発症すると言われております。配偶者の産後の相談の際に男性も一緒に参加してもらうことは高い効果があると考えられるわけでありまして、男女一緒に相談ができるように相談支援体制の拡充を行う考えがあるのか、市長の見解をお伺いいたします。

以上、2点をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま男性の産後鬱に求められる支援について、大きく2つの質問をいただきました。

まず1点目の、令和5年度、令和6年度のうきは市職員の男性育児休業取得率についての御質問でございます。

少子高齢化や生産年齢人口の減少が急速に進み、共働き世帯の増加や、仕事や生活の在り方に対する意識の変化が見られる中、男女が共に仕事と育児を両立できる環境の整備が大きな課題となっております。

また、今後、男性の家事、育児参加の促進は、本人や家族にとって必要なだけでなく、女性活躍の加速や働き方改革、少子化対策などの社会課題解決につながるものと考えております。

そのような中、本市においても、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づく人事院規則の一部施行や、それに伴う関係法令の改正を受け、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、会計年度任用職員における育児・介護休業取得要件の緩和等を行っているところでございます。

さらに、令和4年10月には、いわゆる産後パパ育休と言われる柔軟な育児休業制度の創設や、育児休業の分割取得を可能とする制度改正も行っているところでございます。またあわせて、今議会において新たに、育児時間の多様化及び仕事と育児の両立支援制度を利用しやすくするための勤務環境整備に関する条例改正を提案させていただいております。これらの取組を通じて、育児休業等が取得しやすい環境整備を進めているところでございます。

子供が生まれてから8週間以内に最大4週間まで育児休業を取得できる出生時育児休業制度の本市における取得率でございますが、令和5年度が66.6%、令和6年度が80%で、令和5年、6年の2か年の平均は75%となっております。また、本年度も年度初めから数名の制度の利用者がおりますが、今のところは100%取得をいただいているところでございます。また、子供が生まれてから3歳になるまでに取得できる通常の育児休業制度については、令和5年度、

令和6年度ともに100%の取得率となっております。

今後も特定事業主行動計画に基づき、男性が育児休業を取得しやすい取組を推進してまいりたいと考えております。

次に2点目の、男女一緒に産後の相談支援についての御質問でございますが、議員御指摘のように、男性の育児休業の取得率が上昇するなど育児参加が徐々に進んでいる一方で、国立成育医療研究センターの調査によると、慣れない育児への不安や仕事との両立などの悩みから、父親の産後鬱の発症率は約10%となっており、母親と同様な程度で起こることが報告をされております。

本市の取組といたしましては、母子手帳交付の際、父親向けの育児啓発冊子を配付しているほか、母親学級に御夫婦で参加していただくなど、既存の母子健康事業に追加する形で現在取り組んでいるところでございます。また、産後における心身の不調や育児に関する不安については、男女を問わず、希望があれば保健師や助産師が相談に応じ、状態に応じて精神科の紹介を行うなどの取組も行っております。しかしながら、男性からの相談件数は年間を通じて1件あるかないかといった状況であり、表面化しているのはごく僅かだという認識も持っております。

今後は、これまでの取組に加えて、赤ちゃん訪問などの際に、家庭の事情を配慮した上で父親にも同席を促し、心身の状態について聞き取りを行うなど、既存の事業に父親にも参加していただく取組を進め、不調を早期に発見し、必要な支援につなげてまいります。

働きながら家事、育児を担うことは、父親も母親も同様に大きな負担となる場合があります、時に精神的な不調を来すおそれもございます。支援を広げ、夫婦ともに育児しやすい環境をつくることで楽しい子育てを実現されるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。しっかりとしたサポートを行っていただくというようなことで期待をいたしております。

ここに国立成育医療研究センターの政策科学研究部長であります竹原健二さんの見解がちょっとありましたので、確認したいと思いますが、産後鬱を発症する原因は、育児への不安であるとか、家族関係の変化など、様々だとされております。これらの原因は男女で共通しているけれども、男性の場合は仕事との両立で調子を崩しやすく、真面目で優しく、妻を大事にする思いが強い男性は、より注意が必要だとされております。仕事も育児も頑張り過ぎて追い込まれ、心身ともに限界を超えてしまう事例は多いということでございます。

発症しやすい時期は、母親の場合は初産婦では出産後2週間から1か月後にピークが来ると。しかし、父親は産後数か月以降が多いと。こういうことで、産後、時間がたって、周囲のサポートはどんどん減る一方で、離乳食の用意とか夜中のミルク対応などで、父親ができる育児が増え、

負担が集中するためだと考えられるとしております。

本人と家族が事前に意識すべきポイントは、産前産後は夫婦ともに大変で、具合が悪くなりやすい時期だと知っておくことが重要だということでございます。仕事の調整など、生活の在り方を見直しておくとかよいということでございます。

ということで、私の個人的な見解でございますけれども、こういった現象は一昔前にはあり得ないことでございました。しかし、親と同居しない世代では、育児に夫の力を必要といたしますし、夫婦の互いの支え合いが必要でございます。そうなりますと、夫婦両者間での支え合う現象は至極当たり前のことであると考えますし、共に現状に対応することは夫婦間での責任の履行であると考えなければならないのかなと、このように思います。

子育ては本来楽しいものであるはずなんですけれども、一方で大変な側面もあるけれども、だからこそ我が子が成長する姿に感動が生まれると。夫婦ともに子育ての喜びを心から実感できるように社会全体で支援を進めていくことが大切だと、私もそのように思います。

今さっき市長のほうから話がございました、産後の対応、それから育児休業、この関係では周りの幹部の方のサポートがやっぱりどうしても必要でございます。今この関係では100%できているということでございますので、しっかりその辺は今後も継続して取り組んでいただいて、100%で、職員もやりがいを持って仕事ができるような環境づくりに汗を流して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、次の3点目に進めていきたいと思っております。

誰もが楽しめる広場、インクルーシブ遊具設置についてでございます。

西隈上団地整備事業につきましては準備が進められていると思っておりますが、うきは市にとって理想的な集合住宅が着々と築き上げられていると思っております。ただ、住宅のみを造り上げるのではなく、今までにはなかった、見違えるようなうきは市を創造したいものでございます。耳納連山に並行するような景観をつくり上げてほしいと私自身思っております。

そこで、提案したいのは、この西隈上団地整備事業に並行して完成する広場が建設されると聞いておりますけれども、障がいの有無に関係なく、誰もが一緒に遊べるインクルーシブ遊具が話題となっております。インクルーシブ遊具の設置につきましては、うきは市が進めるSDGsの理念であります誰一人取り残さないまちづくりを進めていく方針にも合致すると考えますので、今回の西隈上住宅団地等整備事業に伴い、積極的な導入を期待したいと考えております。

そこで、1つ目のお尋ねでございますけれども、西隈上団地建設に伴う広場造成に併せてインクルーシブ遊具の設置を検討すべきと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

それから、2点目でございますけれども、インクルーシブの意味はもともと持つ意味としまして、包み込むとか包括などとされておりまして、全ての人が尊重して生きられる社会のこと、こ

れをインクルーシブ社会と呼んでおります。それぞれが持つ特徴によって異なる個性を持つ人が、互いに尊重しながら生活していける社会のことを指しまして、共生社会と呼ばれることもございます。

新たに設置されたインクルーシブ遊具は、座ったり、寝転んだり、楽な姿勢で遊べる皿型ブランコと、車椅子からでも体を移しやすいように設計された滑り台等、三、四種類の遊具を設置しましてインクルーシブ社会を目指してはどうかと考えます。

このインクルーシブ社会において共生すべき対象は、障がいを持つかどうかだけにとどまりません。人種や性別、使用する言語など、あらゆるポイントにおいて、全ての人が同じ社会の中で共生することを目指しております。インクルーシブ教育とは、みんなと一緒に遊ぶことを目指す教育理念でありまして、障がいや年齢に関係なく誰でも遊べる、このインクルーシブ遊具の設置が全国各地に進んでおります。西隈上団地が建設されるときに併せまして、このインクルーシブ遊具が公園に設置されることで、うきは市の一步前進の地域づくりができることは大きな前進と捉えることもできます。

そこで、2つ目のお尋ねは、インクルーシブ遊具の導入をきっかけに、インクルーシブ社会を目指して、西隈上団地に造る広場が誰もが楽しめる広場となるように一步前進させていただきたいと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

以上、2点でございます。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま誰もが楽しめる広場、インクルーシブ遊具設置について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の西隈上団地建設に伴う広場造成に併せ、インクルーシブ遊具設置を検討できないかという御質問と、2点目のインクルーシブ遊具の導入をきっかけに、インクルーシブ社会を目指し、誰もが楽しめる広場の造成についての御質問、関連がございますので、併せて回答させていただきます。

インクルーシブ遊具につきましては、先ほど議員から御説明がありましたように、子供たちが安心して学び、遊び、成長できる環境を整えるため、年齢や障がいの有無を問わず、全ての子供たちが安全で楽しく遊べる遊具であります。また、その整備の重要性については認識をしているところでございます。

一方で、今回の西隈上団地整備事業で整備する広場につきましては、団地内に整備をする広場でございます。基本的には、市民の中でもとりわけ地域住民の方々が多様な形で集える場としての整備が予定をされております。このため、遊具の設置についてはインクルーシブ遊具に限定をせずに、地域の皆様の声を聞きながら、世代を問わず利用しやすい、集い、楽しめる場となる

ような広場の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、インクルーシブ社会を目指した広場の整備についての御提案ですが、インクルーシブ遊具の設置を通じて、多様な方々が一緒に楽しむ機会が増えることは望ましいことだと考えております。インクルーシブ社会を目指すには市全体として取り組んでいく必要があると考えておりますので、遊具設置のみならず、様々な観点からインクルーシブ社会を目指す方向性を検討してまいりたいと考えております。

これまでに市民の皆様から、市の中心部に児童が遊べるような公園を造ってほしいという御要望を多数いただいております。議員の皆様も十二分に御承知だというふうに思っております。この要望を踏まえまして、次期の公共施設等総合管理計画を令和9年度から実行できるように、本年度から次年度にかけてしっかりと整備をしていくわけですが、その策定の中で新たな公園の整備について検討を進める予定としております。

この検討の中で、公園に使用する遊具については、広く多くの市民の皆さんに御利用いただける公園だと考えますので、その中においてインクルーシブ遊具を導入することについては、市民の皆様の声を伺いながらになりますが、子育て世代の方々はもちろん、高齢者を含め、多くの世代の皆様、また、障がいをお持ちの皆様が御利用いただけるよう、今の議員の御提案も含めて前向きに検討してまいりたいと考えております。

議員より御提案いただきました、世代や障がいの有無を問わず、誰もが共に楽しめるインクルーシブ社会の実現は重要な目標でもございます。今後とも地域住民の方々の御意見を十分反映しながら、世代を超えて誰もが楽しめる魅力的なまちづくりを推進してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） はい。公園の充実という意味からも、しっかり今、市長のほうから答弁いただきましたので、大いに期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
以上で終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡をいたします。明日は午前9時から議案質疑を行います。

以上でございます。

本日はこれで散会をいたします。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時16分散会